「町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」提出のお願い

~食物アレルギー疾患のあるお子さんをおもちの保護者の皆様へ~

町田市教育委員会

町田市立小・中学校では、食物アレルギー疾患を有するお子さんの学校生活をより安全で安心なものとするため、できる限りの配慮ができるよう取り組んでおります。

そのため、学校生活において配慮・管理を必要とするお子さんについては、アレルギー疾患についての詳しい情報を把握する必要があることから「町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」の提出をお願いしています。

【町田市学校生活管理指導表とは】

○個々のお子さんへの適切な対応について医学的な判断に基づいて検討ができるよう、保護者・学校・主 治医で情報を共有するためのツールとして設けられたものです。

(参考:「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 公益財団法人日本学校保健会発行・文部科学省監修)」

- 〇お子さんの症状等について主治医に記載してもらうものです。
- ○病状・留意点の変化を確認する必要があるため、継続して配慮・管理が必要な場合は、原則として毎年 提出が必要です。
- ○食物アレルギーを有していても、主治医及び保護者の判断で特に学校での対応を希望しない(配慮や管理が必要でない)場合や、病状が改善し配慮や管理が必要なくなった場合には、提出の必要はありません。

【町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)の提出手順】

- ①お子さんの食物アレルギー疾患について、学校での配慮・管理が必要なことを学校にお申し出ください。
- ②学校から「町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」の用紙をお渡しします。
- ③太枠外の記入事項(児童生徒名・保護者署名・学校名等)及び太枠内の「緊急連絡先」を記入のうえ、 医療機関を受診してください。
- ④「町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」の太枠内を主治医に記載してもらうとともに、学校 生活についての注意事項を詳しく確認してください。
- ⑤2 枚複写の1枚目(学校提出票)を持ち帰り、学校へ提出してください。
- ※「町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」の発行にかかる費用について

主治医が「町田市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」を記載する際の、発行手数料(文書料)については、診療報酬改定により2022年4月から保険適用となります。

ただし、児童生徒の在籍する学校の学校医に作成を依頼する場合には、保険適用外になり、町田市公費負担になりますので、医療機関の窓口で申し出で頂きますようお願いいたします。(町田市医師会と契約し、学校医が作成する場合に限り、発行手数料を公費で負担する制度を設けております。)